

鞍 手 町

避難所運営マニュアル

(新型コロナウィルス感染症対応編)

様式集

【様式】

様式 1 臨時避難所リスト

様式 2 避難所の物資・資材等リスト（新型コロナウィルス感染症対策分）

様式 3 避難所等における感染評価（症候群サーベイランス）用紙

様式 4 「避難者がスタッフに報告するべき症状」掲示物

様式 5 保健所・医療機関等緊急連絡先

様式 6 自然災害発生時の避難について～自宅療養中の新型コロナウィルス
感染症患者の皆様へ～（周知チラシ）

様式 7 自然災害発生時の避難について～新型コロナウィルス感染症患者と
の濃厚接触者の皆様へ～（周知チラシ）

【参考】

- ・新型コロナウィルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）
- ・感染症対策へのご協力をお願いします（啓発チラシ）
- ・新型コロナウィルス感染症に関する偏見や差別をなくそう！（啓発チラシ）
- ・感染した人を責めたりせずみんなで支えよう（啓発チラシ）

●臨時避難所リスト

R2年月日

	施設名	住所	施設連絡先	施設管理担当者	施設管理担当者連絡先	収容人数 ※過密にならない人数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

避難所名

避難所の物資・資材等リスト(新型コロナウィルス感染症対策分)

避難所等における感染評価（症候群サーベイランス）用紙

- 避難者は①避難所到着時②できれば毎日（あるいは定期的 2-3 日毎等）③病院移送時に評価
- スタッフは毎日、自己評価

記入日： 年 月 日 氏名： 体温： 度

A) あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む)
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
3. 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある
4. 透析を受けている
5. 免疫抑制剤や抗がん剤を用いている
6. 上記 3、4、5 のいずれかに当てはまる方のうち、
 - ① 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日程度続いている
 - ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
7. 新型コロナウィルス感染症陽性者との接触があった
→いつ頃（ 年 月 日 ） どこで（場所： ）

B) あてはまるものの数字に○をつけてください。

1. 熱（38 度以上）がある、または熱っぽい
2. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
4. 咳があり、血がまざった痰ができる
5. からだにぶつぶつ（発疹）が出てる
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. 首が痛いために、痛みがある
9. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便など）が出た
10. 吐いた、または吐き気がする
11. おなかが痛く、便に血がまざっている
12. 自が赤く、自やにが出ている
13. 肪などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていったり、痛かったりする
14. 小児である →何歳（何ヶ月）（ ）
15. この 3 ヶ月間に入院したことがあり”多剤耐性菌（MRSA など）”があるといわれた
16. 抗菌薬を飲んでる（感染症の治療を受けている）→（病名： ）
17. 被災後、予防注射を受けた→なに（ ）いつ（ 年 月 ）

感染評価に基づく感染対策

全員に「標準予防策」を行う。次の場合に「接触予防策」「飛沫予防策」「空気予防策」を追加。

※標準予防策等の具体的な方法は

「避難所における感染対策マニュアル」 2011年3月24日版

(平成22年度厚生労働科学研究費補助金 「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄) 作成) に記載。

A) の設問・・・

■ 1~6,7のうちの1つ以上【新型コロナウィルス感染症?】

→別室または隔離した専用スペースに案内

B) の設問・・・

■ 1のみ【インフルエンザやその他の感染症?】→とりあえず「飛沫予防策」を追加

■ 1,2,3の1つ以上【インフルエンザ等?】→「飛沫予防策」を追加

■ 1,2,3の1つ以上と14【小児呼吸器感染症?】→「接触予防策」と「飛沫予防策」を追加

■ 4【結核?】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討

■ 1と5【水痘や麻疹等?】→「空気予防策」を追加し病院搬送を検討

■ 1と5と8【細菌性髄膜炎等?】→「飛沫予防策」を追加し病院搬送を検討

■ 6のみ【帯状疱疹や疥癬等?】→「接触予防策」を追加

■ 7のみ【単純ヘルペスウィルス感染症?】→「接触予防策」を追加

■ 9または21【ノロウイルス感染症やその他の消化器感染症?】→「接触予防策」を追加

■ 11【細菌性の急性下痢症?】→「接触予防策」を追加し病院搬送を検討

■ 12のみ【ウイルス性結膜炎?】→「接触予防策」を追加

■ 13のみ【創傷関連感染症?】→「接触予防策」を追加

次の症状がある場合は すぐにスタッフにお知らせください

1. 熱（37.5 度以上）がある、または熱っぽい
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
3. 上気道炎症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
4. インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛・筋肉痛など）がある
5. 咳があり、血がまざった痰がでる
6. からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
7. からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
8. 唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
9. 首がかたい感じがしたり、痛かったりする
10. 下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すような便など）が出た
11. 吐いた、または吐き気がする
12. おなかが痛く、便に血がまざっている
13. 目が赤く、目やにが出ている
14. 傷などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていったり、痛かったりする

保健所・医療機関等緊急連絡先

保健所（保健福祉（環境）事務所）連絡先

管轄事務所	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		
住 所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 2階		
担当課・係	保健衛生課 感染症係		
連絡先	TEL	平日の昼間（8:45～17:30）	0948-21-4972
		上記以外（夜間・休日等）	092-471-0264
		FAX	0948-24-0186
		メールアドレス	Kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

※緊急時に備え、担当者の公用携帯等の連絡先も記入すること。

医療機関連絡先

施設名	住所	TEL	FAX
くらて病院	鞍手町大字中山2425-9	0949-42-1231	0949-42-4391

※緊急時に備え、携帯電話等の連絡先も記入すること。

保健師連絡先

保健師名	連絡先	保健師名	連絡先

※緊急時に備え、携帯電話等の連絡先を記入すること。

自然災害発生時の避難について

～自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症患者の皆様におかれでは、感染拡大防止のため他者との接触を避ける必要があります。このため、自然災害発生時の避難等について、以下の点に十分に留意してください。

1. 事前準備

(1) 自宅の安全確認

- ・別添の「土砂災害・洪水ハザードマップ」で、お住いの地域が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に当たるのか改めて確認してください。
- ・お住いの地域が危険な区域外にある方で、かつ、自宅で安全確保ができる方（マンションの高層階にお住まい等）は、在宅避難を検討してください。
- ・大規模な地震が発生し、在宅避難が困難になった場合に備え、裏面の連絡先等を把握しておいてください。

(2) 常日頃からの情報収集

- ・気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を心がけてください。

2. 災害時の対応

- （1）自宅から避難する場合は、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（又は鞍手町）に連絡し、その指示に従ってください。
- （2）自宅療養者は原則として、福岡県内の宿泊療養施設に避難していただくことになります。

避難等に関するお問合せ先等

【福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所】

保健衛生課 感染症係

飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 2階

(TEL 0948-214972)

【鞍手町】

総務課 安全安心係

鞍手町大字中山3705

(TEL 0949-42-2111 内線326、327)

【福岡県内の宿泊療養施設の所在地等】

△△△ホテル

△△市△△町△-△ (TEL △△△-△△△-△△△△)

▲▲▲旅館

▲▲市▲▲町▲-▲ (TEL ▲▲▲- ▲▲▲- ▲▲▲▲)

【鞍手町が設置した自宅療養者用避難所の所在地】

○○公民館

鞍手町○○○-○ (TEL ○○○-○○○-○○○○)

自然災害発生時の避難について

～新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者の皆様におかれでは、万一に備え、可能な範囲で他者との接触を避ける必要があります。このため、自然災害発生時の避難等について、以下の点に十分に留意してください。

1. 事前準備

(1) 自宅の安全確認

- ・別添の「土砂災害・洪水ハザードマップ」で、お住いの地域が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に当たるのか改めて確認してください。
- ・お住いの地域が危険な区域外にある方で、かつ、自宅で安全確保ができる方（垂直避難ができる方等）は、在宅避難を検討してください。
- ・大規模な地震が発生し、在宅避難が困難になった場合に備え、裏面の連絡先等を把握しておいてください。

(2) 常日頃からの情報収集

- ・気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を心がけてください。

2. 災害時の対応

- （1）自宅から避難する場合は、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（又は鞍手町）の指示に従い、福岡県内の宿泊療養施設（又は濃厚接触者専用の避難所）へ避難してください。
- （2）濃厚接触者専用の避難所へ避難する場合には、入館時に受付職員に濃厚接触者であることを必ず申し出てください。

避難等に関するお問合せ先等

【福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所】

保健衛生課 感染症係

飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 2階

(TEL 0948-211-4972)

【鞍手町】

総務課 安全安心係

鞍手町大字中山3705

(TEL 0949-42-2111 内線326、327)

【福岡県内の宿泊療養施設の所在地等】

△△△ホテル

△△市△△町△-△ (TEL △△△-△△△-△△△△)

▲▲▲旅館

▲▲市▲▲町▲-▲ (TEL ▲▲▲- ▲▲▲- ▲▲▲▲)

【鞍手町が設置した濃厚接触者用避難所の所在地】

○○公民館

鞍手町大字○○○-○ (TEL ○○○-○○○-○○○○)

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

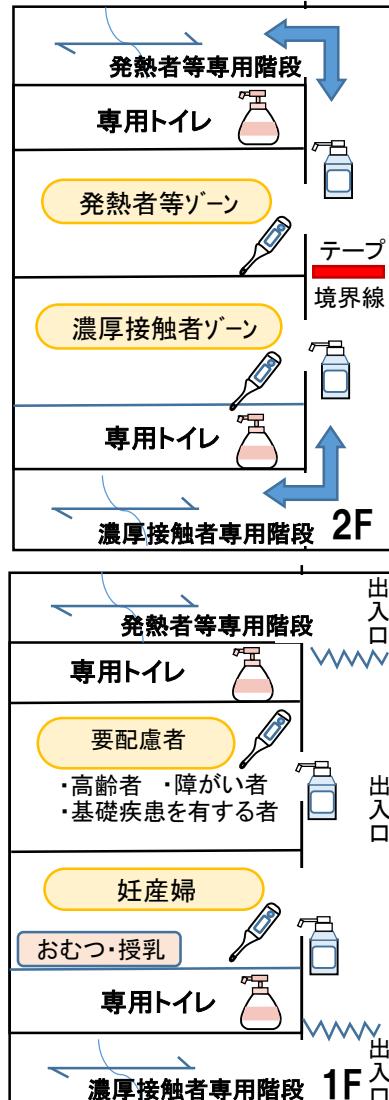
- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- ・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

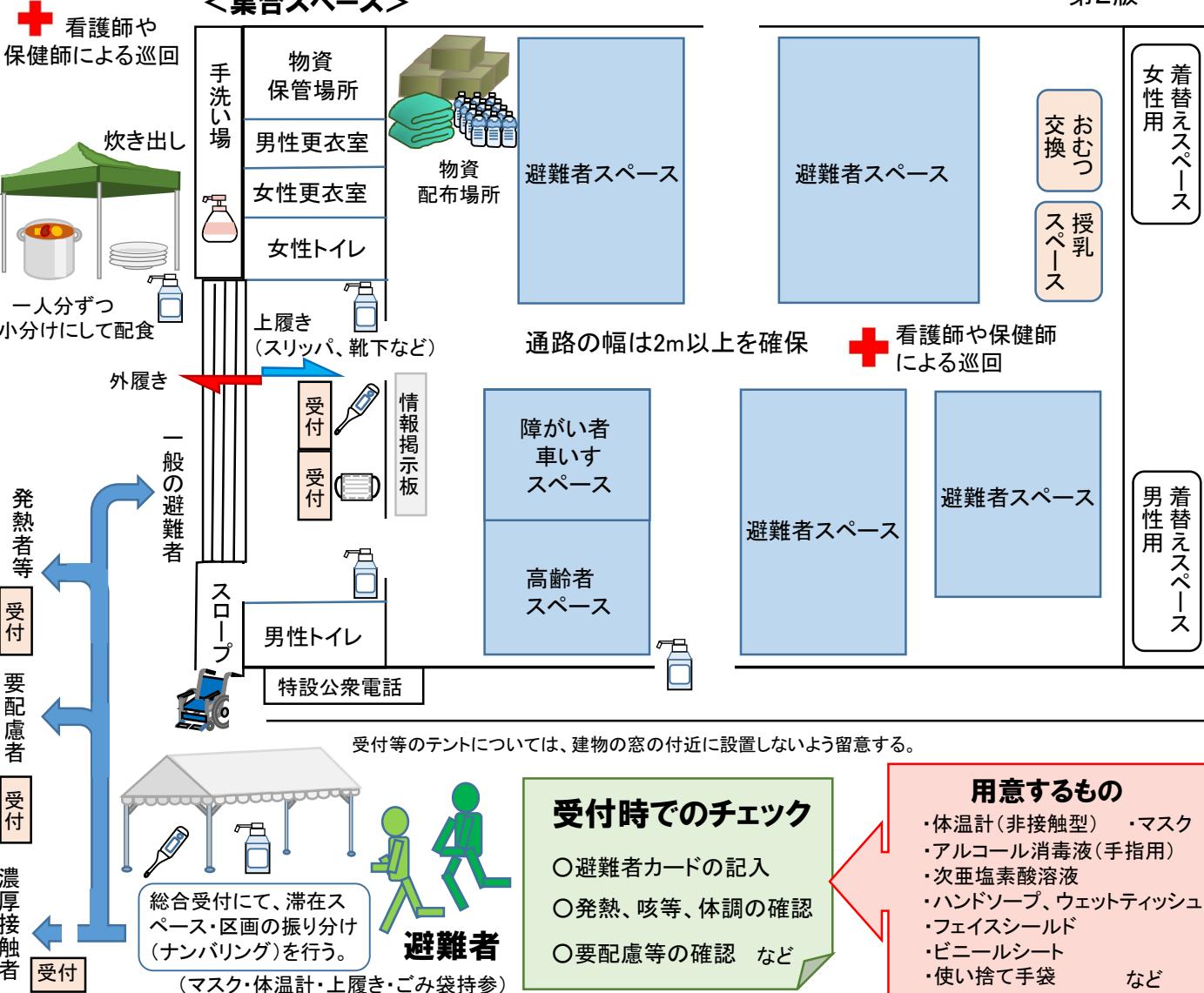
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

〈専用スペース〉



〈集合スペース〉

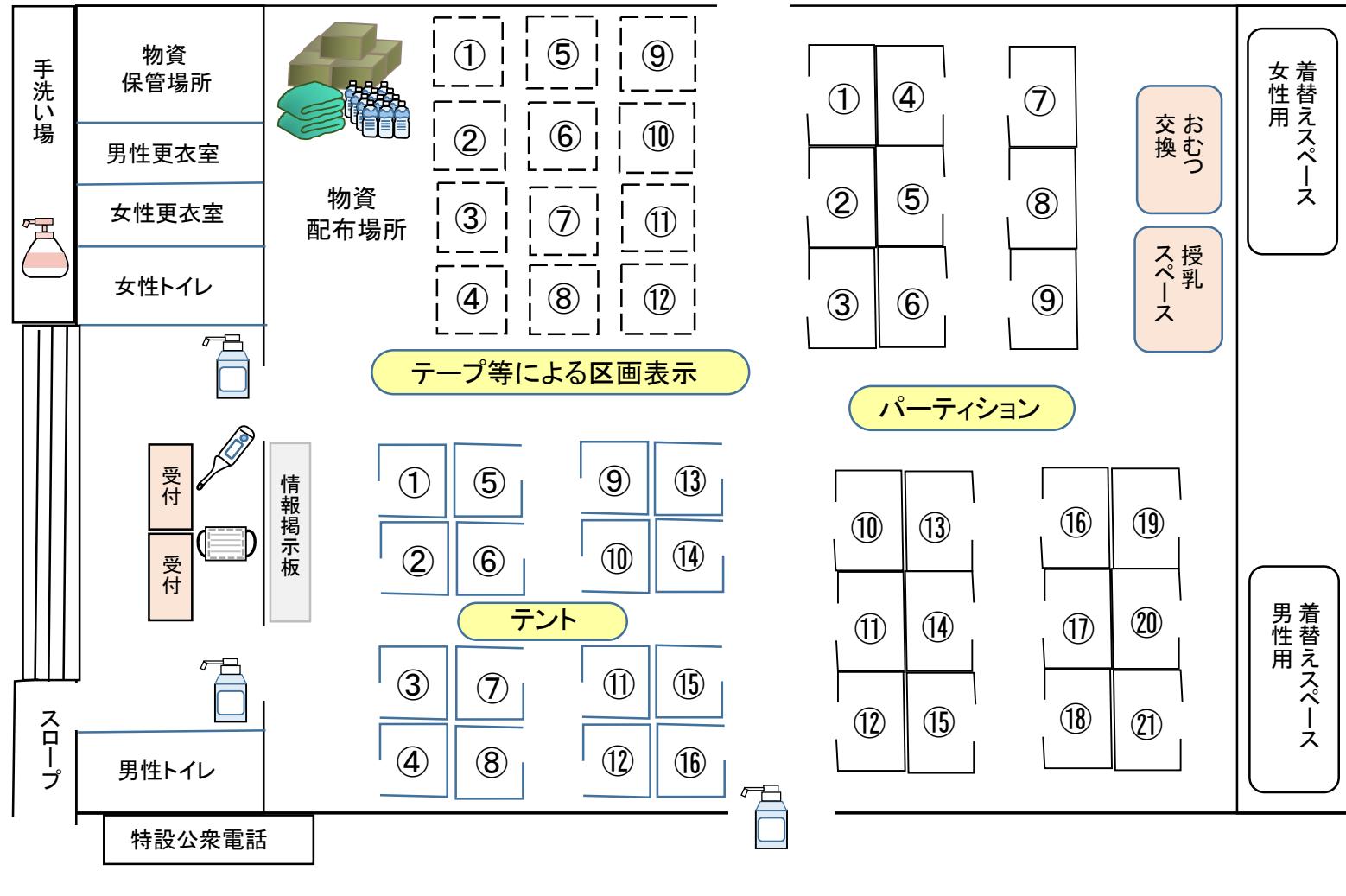


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

〈専用スペース〉

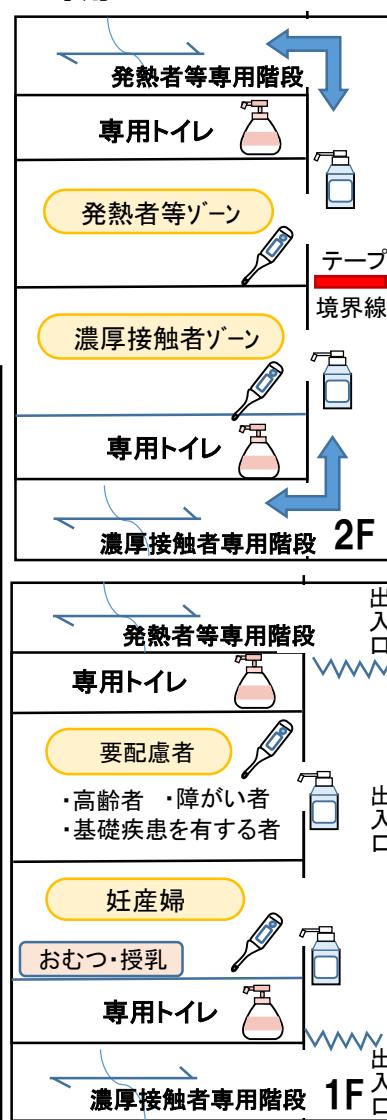
専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人ととの兼用は不可)

軽症者等（一時的）

- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

- ・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

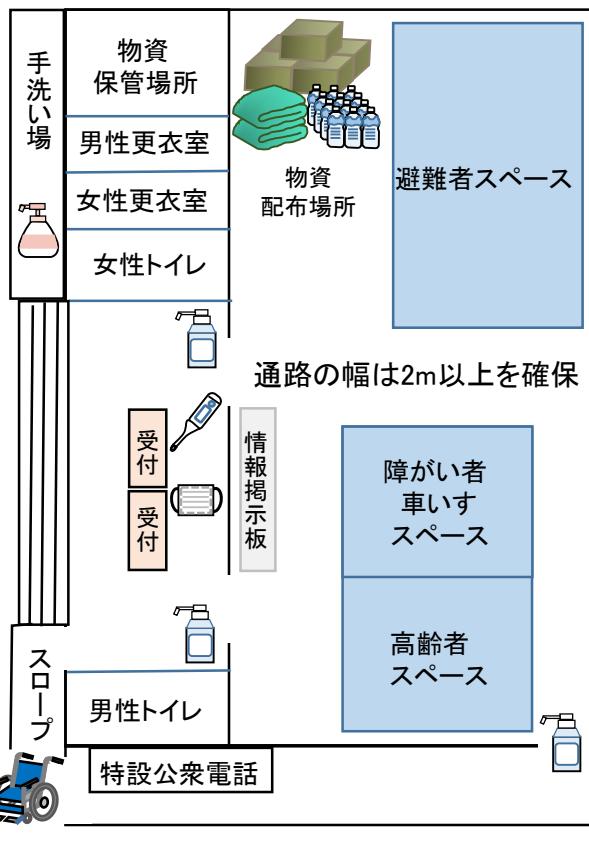


〈集合スペース〉

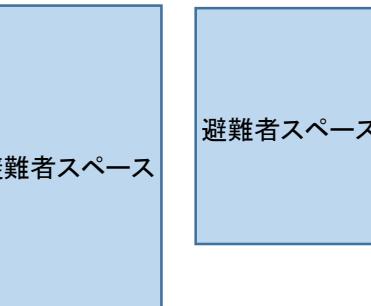
看護師や
保健師による巡回



一人分ずつ
小分けにして配食



看護師や保健師
による巡回



着替えスペース
女性用

着替えスペース
男性用

※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

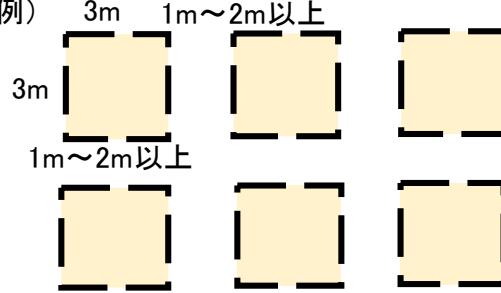
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊娠婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上

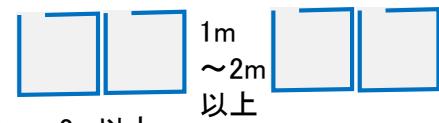


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)



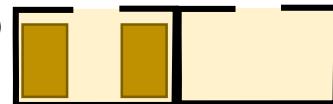
1m~2m以上



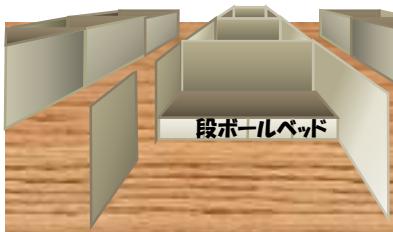
パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)



1m~2m以上



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

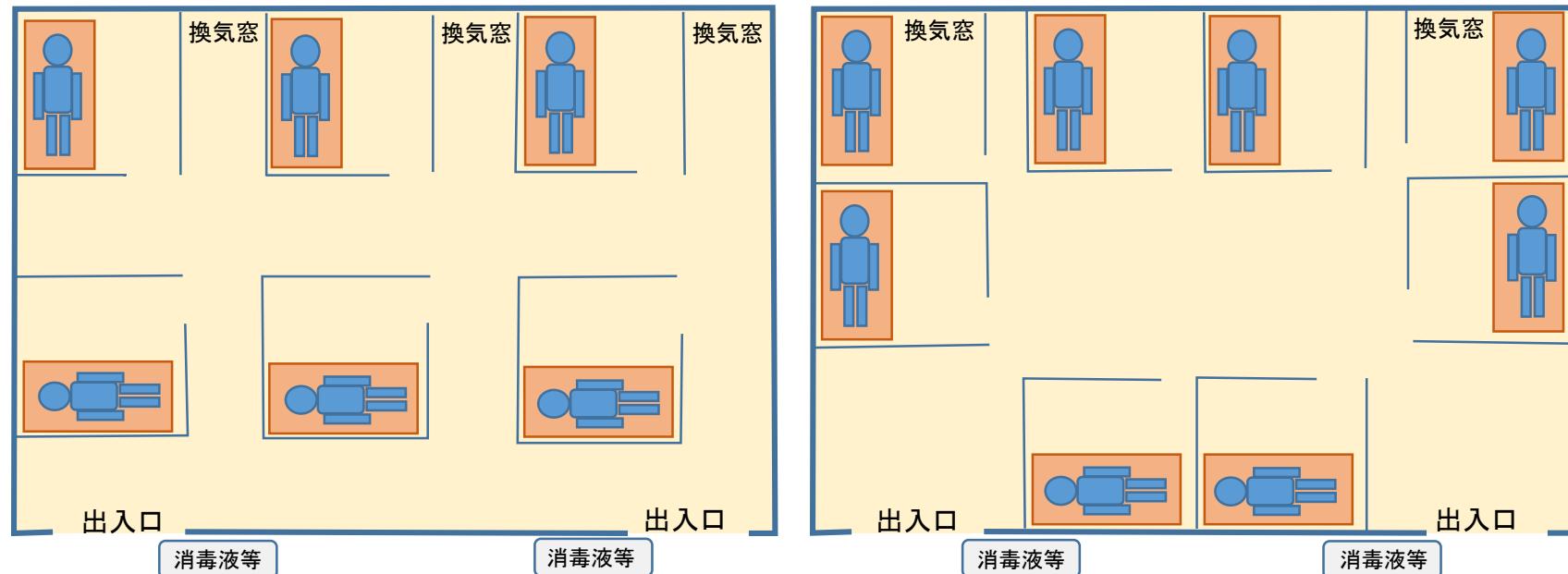
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。

(例)



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

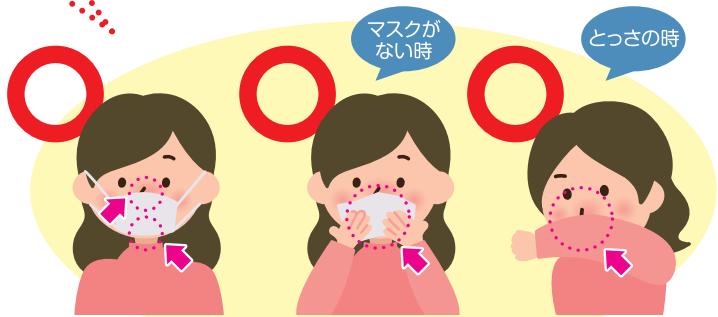
②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



STOP!



新型コロナウイルス感染症に 関する偏見や差別をなくそう!

～確かな情報に基づき、冷静な行動を～

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見により、感染者やその家族等への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きています。

わたしたちは、目に見えないウイルスや経験したことのない感染症に不安やおそれを感じ、遠ざけたいという心理から、感染症に関わる人を不必要に避けようとするなど、差別的な行動をとってしまうことがあります。

さらに、こうした行動は、自分自身の感染が疑われる場合であっても、差別をおそれ受診をためらうことにつながり、結果的に感染が拡大するという負の連鎖も引き起こしかねません。

新型コロナウイルスに感染された方、治療に当たっている医療関係者や社会機能の維持にあたる方とその家族、外国人等に対して、不当な差別、いじめ、SNS等での誹謗中傷があつてはなりません。

偏見や差別的な言動に同調せず、確かな情報に基づいて冷静に行動してください。

一人ひとりの行動で負の連鎖を断ち切りましょう。

県民の皆さんのお理解と協力を願います。

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



感染した人を

責めたりせず

みんなで支えよう



福岡県 人権 新型コロナウイルス

検索



人権相談窓口

ふくおか人権ホットライン

092-724-2644

(毎月第4金曜日 15:00~18:00)

【弁護士による無料電話法律相談】

みんなの人権110番

0570-003-110
(平日8:30~17:15)

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

092-643-3325
(平日8:30~17:15)

新型コロナウイルス感染症一般相談窓口

092-643-3288
(24時間対応)



福岡県

新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染する可能性があります。
不安な気持ちはみんな一緒です。
私たちが向き合つべきはウイルスです。
感染した人が早く治るよう、みんなで支えましょう。